

### 目次

群馬県法人会連合会 ……	2P
国税庁からのお知らせ ……	5P
新入会員紹介 ……	7P
女性部会 ……	7P

この彫刻作品の作者丸尾康弘は、熊本県山鹿市に生まれ、東京造形大学で彫刻家佐藤忠良(一九二二—二〇二二)のもとで学びました。現在、桐生市と故郷の山鹿市にアトリエを持ち創作活動をつづけています。山、森、水といった自然をテーマにした具象作

## 桐生の誇る日本の名画 大川美術館蔵(No.85)

### 「一人の二人のボク (1)」

2020年

丸尾康弘

1956年～

(樟・彩色) 作家蔵 撮影：狩野博賢)

品の一方で、子どもをモチーフにした作品もつくりつづけています。

さて、子どもをモチーフにしているといつても、丸尾さんの近作の場合、ただあどけない幼い子どもの姿ではありません。ここに紹介する作品では、ポケットに手をいれた子の足は二人のようです。また、うつむいた顔の口元には小さな牙が生えています。もとよりアーティストという人間は、時代の空気を敏感に感じ取るものです。自然も、人間の社会も、すべてにわたって不確かな現代、かつてのように明るい未来を信じることもできない、そうした不安を感じたのでしょうか。そして、子どももつらく、悲しいにあっているのは、大人ではなく、世の中で一番弱い「子ども」なのです。これはわたしの想像ですが、能面で般若面というのがありますね。嫉妬や恨みやかさねるあまり、角が生えてしまった女性の悲しみの深さの象徴です。この「子ども」も、あまりにもつらくて、悲しいから、とうとう牙が生えてしまったのかもしれない。また、ひとりぼっちでとてもさびしいから、足がふえて自分のなかの中のものうひとりごと話をしていられるのかもしれない。そんなに悲しませないでくださいと、大人に訴えているようです。現実には、コロナ禍の影響で、夏休みは短くなるし、外で遊ぶことも、友達同士くっつき合っておしゃべりをするこ

できない。現実の世界の方が、アートの世界を飛び越えてしまったようです。

しかし一方で、いくつもの丸尾さんの「子ども」の彫刻をみると、見ているこちらにもなんだか明るく暖かくなるのも事実です。かえって「子ども」たちから励まされているような気持ちにもなります。そこで丸尾さんの「子ども」をモチーフにした彫刻作品とドローイングで、美術館の展示室をいっぱいにして、皆さんにご覧いただくことにしました。「丸尾康弘展 今、子どもたち」展は、十月十日から十二月十三日まで、ぜひご覧ください。

また同時開催として、「鬚光と同時代の仲間たち」展もはじまります。こちらは、広島市現代美術館の所蔵品を中心にした企画展で、広島県出身の画家鬚光(あい・みつ本名石村日郎、一九〇七—一九四六)の作品と、長谷川利行、松本竣介、鶴岡政男など彼と交友のあった画家たちの作品を展示します。

(大川美術館館長・田中 淳)



# 群馬県法人会連合会

## 令和3年度税制改正要望まとめまる

群馬県法人会連合会は6月8日、前橋商工会議所会館で第1回税制委員会を開催し、群馬県法連令和3年度税制改正要望を取りまとめた。

群馬県法連の令和3年度税制改正要望作成にあたっては、全法連で実施している全国の税制委員などを対象に実施した「税制改正に関するアンケート」の集計結果を参考にするとともに、別途、単体会から寄せられた要望、意見をできる限り反映させている。

今般、新型コロナウイルスによる感染が起こり、パンデミックとなつて世界の人々を震撼させ、ロックダウンや経済封鎖等が行われている。わが国でも、緊急事態宣言による外出自粛等により経済活動が大幅に制限され、個人消費が大きく冷え込み、地域社会を支える中小企業の経営基盤が大きく損なわれ、大企業も含めて企業の存続が危ぶまれる状態となつてきている。

こうした状況を鑑み、今回の提言にあたっては、「財政の健全化」は「ライマリーバランスの改善」については、コロナ対策のための緊急の財

政出動等により、当面は大きな改善は見込めぬため、「経済の活性化に資する税制の確立」を優先して提言する必要がある。

我が国の中小企業は存立基盤が脆弱であり、今回のコロナウイルスの感染拡大により、さらに毀損している。コロナ禍からの回復には、3年から5年を要するとの観測が多いが、その間に我が国の地域経済や財政に大きく貢献し経済の礎となつている中小企業が力強く存続し、新たな挑戦を行えるよう、税制面における可能な限りの支援を要望したい。

税制改正に関する提言の検討にあたり、税制委員会での議論の結果、当会からの要望・提言事項は以下のとおりである。

### 税・財政改革

#### (1) 財政健全化に向けて

わが国の財政は約1300兆円の債務残高を抱えながら、基礎的財政収支の黒字化目標の達成時期が再び先送りされ、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年以降は、社会保障費の急膨張が現実化する。

こうした中で、法人会は「経済の

活性化と財政の健全化に資する税制の確立」を骨子に税制改正の要望・提言活動を行ってきたが、今般のコロナ禍により状況は一変し、財政の健全化は重要課題として改善に向け着実に進めつつも、当面は「経済の活性化に繋がる税制の確立」に向けた提言を優先して取り組む必要がある。

#### (2) 社会保障制度に対する基本的な考え方

①国・地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

②在職高齢年金の減額は給与と年金の月額が一定額以上の給与所得者に対して適用され、事業主として事業所得を得ている人や不動産所得のある人等には適用されず不公平である。

#### (3) 行政改革の徹底

①行政改革の取り組みは不十分で遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りがあるとの懸念が出ている。新型コロナウイルスの対策等で露呈した官僚組織の脆弱性、および昨今の官僚組織に対して、国民からの信頼感が大きく損なわれている。

国民に痛みを求める前に「まず陣より始めよ」の認識の下、先ず国会議員及び地方議会議員が公約を守り実行すべきである。以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

1. 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

2. 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

3. 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

4. 民間活力を阻害する各種規制を撤廃し、民間にできることは民間に任せ成長に繋げる。

5. 既得権益構造に根ざす「官」から「民」への天下り人事等の禁止

②今般のコロナ禍対応で、地方だけでなく国に至るまで、行政組織のIT化への対応の遅れが露呈された。行政改革を進める上でも、省庁間の障壁を低くし、国と地方のシステム統一化を図るなど、行政組織のIT化を早急に進める必要がある。

③地方の担税基盤は大きく毀損している。行政の仕組みの中で、さまざまな歪みが露呈している。今般の事業活動自粛要請に対する各自治体の対応ぶりを見ると、同じ首都圏の自治体の中でも、東京の財政力は突出し一極集中が目立つ。行政改革

を通じて、財源・資源の最適配分、実際に事業を行って行くことが肝要であり、行政改革を通じて地方へ公平な分配をすべきである。

#### 〔4〕消費税引き上げに伴う対応措置

①新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、納税の猶予制度の特例や欠損金の繰戻しによる還付制度の特例などを実施しているが、広く個人消費を喚起させるため、たとえば、向こう1～2年間は消費税率をゼロにするなど、消費税率の引き下げについても検討する必要がある。

②取引相手から、不当な仕入れ代金の減額・買いたたき・購入の強制等、増税分を適正に価格に転嫁できないことのないよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

③令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される。その際には、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となるが、免税事業者からの仕入れについては、仕入れ税額控除が廃止となるため、免税事業者が取引から排除される懸念が極めて強い。また、インボイス制度への対応ができず、導入を機に廃業を考えている個人事業者も少なくないとの調査結果

もあり、導入の見直しを強く要請する。

#### 〔5〕マイナンバー制度

マイナンバー制度は2016年より運用が始まったが、未だ普及率は16%にとどまっており、制度自体が機能しているとは言い難い。国民や事業者に対して制度の意義等の周知に努め、徹底したセキュリティ対策を講じながら、カード取得に際してのインセンティブの導入やさらなる利便性の向上を図り、制度定着への措置を講ずるよう要望する。

#### ◆経済活性化と中小企業対策

##### 〔1〕法人実効税率のあり方

①国際競争力の強化・産業の空洞化防止・国内の雇用確保・域内の経済活性化等に資するため、法人実効税率のさらなる引下げを求め

る。  
②創業間もない事業者（法人成り後2年間）に対して、課税免除又は軽減措置など、特段の配慮を要望する。

##### 〔2〕中小企業の活性化に資する税制措置

①少額減価償却資産取得額損金算入の適用期限は2年延長されたが、この恒久化とともに、上限300万円をさらに引き上げること、最終的には全額の損金算入を要望する。

②中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、税制適用期限が令和3年3月31日だが、申請手続きの簡素化とともに本則化すべきである。

③法人税率のうち、中小企業に適用される軽減税率の適用所得金額は、現行の800万円から2000万円程度に引き上げることが要望する。また、中小企業に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

④経済の波を被り易い中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は、資本金1億円以下の企業には課税すべきでない。

##### 〔3〕事業継承税制の拡充

①「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」事業継承税制の創設を求め

る。  
②事業に使用している土地は、事業運営の根幹をなすものであり、相続税の中でも高額となっている。事業継承の推進を図るうえで、土地の評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

③中小企業の末上場株式の評価方法を見直し、「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

④平成30年の税制改正において、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の拡充が行われた。これにより、かなり利用しやすくなったが、制度の延長が必要である。

#### ◆地方のあり方

##### 〔1〕事業の再編と第二創業支援

地方創生の推進にあたっては、新たな創業支援だけでなく、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業継承には新たな支援が必要であり、幅広く、手厚く支援する必要がある。

##### 〔2〕「道州制」の導入

高速道路基盤の整備・通信・情報伝達手段の飛躍的発展により生活圏経済圏が拡大した現在、府県を再編し地方の自立度を高め、広域圏での行政指導を行い、ひいては地方の活性化に繋がる「道州制」の導入が必要である。

#### ◆科目別の具体的課題

##### 〔1〕法人税関係

##### ①定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理であり、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止することが必要である。

## ②同族会社の業績連動給与の損金算入

同族会社は一部の者により企業が支配されることが多いが、利益については、一部の者でも操作できない。経営者の経営意欲を高め、企業活力を高めるうえから、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

## ③冠婚葬祭費等の損金算入

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・生花等は地域に根差した経済取引環境下にある中小零細企業にとって、広告費的要素が強いので、損金算入を認めるべきである。

## ④引当金の損金算入

平成14年の連結納税制度の創設に伴い、退職給付引当金の計上が経過期間を経て廃止されたが、将来確実に発生する債務を引き当てるものであり、退職給付引当金の損金算入制度が復活されることを要望する。

## (2) 所得税関係

### ①所得税のあり方

1. 所得税は基幹税として広く公平な負担を求めの必要があり、少子高齢化、人口減少社会に対応した税制が肝要である。このため、社会保

障制度の見直しを含めた一体的な見直しが必要である。

2. 経済及び社会の構造変化に伴い、所得税の税負担の歪みや不公平感があり、累進課税区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

### (3) 相続税・贈与税関係

① 相続人や贈与を受けた者が相続・贈与によって取得した資産(土地・建物・有価証券)の取得価格は、相続税・贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

② 相続税において、鉄筋コンクリート造りの評価額は実態とかけ離れているので見直す必要がある。

### (4) 地方税関係

#### ①固定資産税の見直し

1. 固定資産税・都市計画税については、地価の下落にもかかわらず、地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

2. 時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すよう改めるべきである。

3. 事業所税は中核都市(人口30万人以上)等だけに課税され、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求め。

### (5) その他

#### ①税制改正要望大会の復活

今般のコロナ禍に際しては、4月の早い段階で、他の多くの経済団体等からは、経済・税制に対する緊急提言が発表された。「税のオピニオンリーダー」を標榜する法人会としても、何らかの発信をなすべきであったと考えられる。

#### ②印紙税関係

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので、強く廃止を求め。

#### ③二重課税の廃止

酒税等、消費税との二重課税は速やかに廃止すべきである。

#### ④ガソリン税

ガソリン税を含む自動車関係諸税については、国際的にみても過重な負担であることから、軽減化・簡素化を要望する。

#### ⑤年金課税の廃止

公的年金等控除が縮小・廃止の方向で議論が行われており、年金課税が強化されることになっている。

年金は老後生活の糧となる重要な収入であり、年金課税は速やかに廃止すべきである。

#### ⑥「電子申告・電子納税」e-Tax とeL-TAX

電子申告・電子納税の更なる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設を求め。

#### ⑦環境問題に対する税制上の対応

温暖化等、地球環境は悪化の一途を辿っている。豊かな自然環境は貴重な財産であり、環境保全のためのクリーンなエネルギーの技術開発・普及に対しては税制面での支援が必要である。

#### ⑧「水源税」の創設

特別法人税として、仮称「水源税」を創設し、豊かな水資源を守り確保する必要がある。

#### ⑨租税教育

租税教育では、納税(歳入)部分を中心に教育している傾向が強いと思われるが、予算(歳出)面の教育を増やしていく必要がある。また、税の意義・用途等について、子供たちが「税は日常から切り離せないもの」と認識できるよう租税教育の社会科学教育へのカリキュラム取り入れも検討するよう要望する。

国税庁からのお知らせ

# 令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ  
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)  
を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



年末調整に関するFAQを裏面に記載しております。



法人番号 7000012050002

**Q** 年末調整の方法について知りたいのですが。

**A** 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

**Q** 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

**A** 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。  
詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

**Q** 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

**A** 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そこからダウンロードしてご利用いただけます。  
※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。  
詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

**Q** これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

**A** 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。  
また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。  
※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。  
※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

**Q** 年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

**A** 国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。  
また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

**Q** 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

**A** 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。  
なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。  
また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報はこちら（年末調整特集ページ）



## 新入会員紹介

(令和元.10.1～令和2.9.30)

(順不同・敬称略)

企業名	代表者	住 所	企業名	代表者	住 所
旬彩きむら (株)タクシン フィリップモリスジャパン (同)前橋営業所	木村 裕一 新井 卓 原 大吾郎	みどり市大間々町大間々1341-2 みどり市大間々町大間々400-27 桐生市仲町3-11-26	Garage藤掛屋 (有)斎藤板金 (株)三和電設 (株)西原商会関東 群馬伊勢崎営業所 (株)S.M.Y.K	藤掛 公英 斎藤 一直 高草木 茂 寺田 啓二	みどり市笠懸町西鹿田709-45 桐生市川内町3-803-1 桐生市相生町5-501-8 伊勢崎市富塚町356-2
(株)TCメディカル (株)K&K築炉 アフラック群馬支社 (株)桑子建設 (有)クリーンアート あいおいニッセイ同和損害保険(株) 北川内科クリニック (株)グッドアイ 学校法人明照学園	木村 厚介 宮川 和也 坂本 裕之 桑子 知紀 藤田 恵二 石関 厚 北川 泰久 樋口 慶郎 野口 秀樹	みどり市東町神戸398 桐生市平井町7-28 高崎市栄町16-11 桐生市新里町新川2153 みどり市笠懸町鹿4156-2 桐生市菱町3-2138-11 桐生市錦町2-12-2 桐生市天神町1-5-1 桐生市錦町1-1-20	ジオレジン(株) eN税理士法人 (同)OFF THE REC. (株)育成会議 (株)供栄 (株)シンクトゥギャザー	小湊聡太郎 釜谷 公代 五藤 輝夫 園田 誠 根岸 拓哉 根岸 拓哉 齋藤みどり 宗村 正弘	桐生市新里町新川2560-3 太田市石原町249-3 桐生市広沢町6-246-8 桐生市仲町1-12-20 伊勢崎市三室町4609-1 伊勢崎市国定町1-1020 桐生市広沢町1-2689-8 桐生市相生町5-484

## 「税に関する絵はがきコンクール」開催

租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらうとともに、図工学習にも貢献するため、桐生法人会女性部会が主体となり、小学生を対象に「第10回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、本活動の趣旨に沿った優秀な作品を表彰します。

この事業推進においては、桐生税務署、管内租税教育推進協議会、関東信越税理士会桐生支部、桐生市・みどり市、桐生市・みどり市教育委員会の指導・協力を得て実施いたします。

【主幹】公益社団法人桐生法人会女性部会

【後援】国税庁、桐生市、みどり市、桐生市教育委員会、みどり市教育委員会、管内租税教育推進協議会、関東信越税理士会桐生支部

【対象】桐生市・みどり市の小学生4～6年生 【作品】税をテーマとした絵画（はがき大）

本事業は女性部会(租税教育委員会)が推進して参ります。ご協力をお願い申し上げます。



# 美喜仁 《通販ショップ・オープン!》

## お歳暮・ギフト商品多数

《インターネットからお申し込みいただけます。》

検索 美喜仁



商品のご注文・ご相談は下記店舗までご連絡ください。

## ご法要・テイクアウト・デリバリーご予約承ります

### コロナ対策徹底の店

海鮮ダイニング

美喜仁館 桐生店

TEL : 0277-46-3420

桐生市元宿町 19-1



寿司・日本料理・お届け料理

美喜仁本店・活美喜仁

お食事処 雅庵

TEL : 0277-44-5921

桐生市本町 4 丁目 78



海鮮ダイニング

美喜仁館 高崎店

TEL : 027-364-3377

高崎市貝沢町 1273-1



海鮮ダイニング

美喜仁館 太田店

TEL : 0276-47-3666

太田市藤阿久町 805-1





法人会の経営者大型総合保障制度

## 広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。  
これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを  
お守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

群馬支社/  
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)  
TEL 027-223-5260

**AIG** AIG損害保険株式会社

群馬支店/  
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル6F)  
TEL 027-223-5771

**新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!**

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

# ネット医療相談サービスのご案内



本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの  
役員・従業員であれば、  
おひとり様**月1件のご相談まで**  
**無料**で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

